

高等学校卒業程度認定試験Q & A

受験生からの問合せが比較的多い質問についてまとめてあります。試験についてわからないことがある場合は、まずこちらを確認してください。確認してもわからないことがある場合は、文部科学省に連絡してください。

<目次>

- 1 高等学校卒業程度認定試験とは
- 2 参考書等について
- 3 試験の日程、会場、時間割について
- 4 試験の出願について
- 5 試験科目について
- 6 試験科目の免除について
- 7 合格発表、合格の手続について
- 8 大学受験等について
- 9 証明書の発行について
- 10 大学入学資格検定を受検された方へ
- 11 その他

1 高等学校卒業程度認定試験とは（Q & Aでは「高卒認定試験」と表記します）

① 高卒認定試験に合格すると、最終学歴は高等学校卒業になるのですか？

(答) なりません。合格者は高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められますが、高等学校を卒業しなければ最終学歴は高等学校卒業とはなりません。

② 高卒認定試験で合格した科目を高等学校の単位として認定してもらうことができるそうですが、具体的にはどういったことなのでしょう？

(答) たとえば、病弱のため欠席が多く、1年生で修得すべき数学Ⅰの単位を高等学校で修得することができなかった場合などに、高卒認定試験で数学を受験し、合格すれば、学校長の判断で数学Ⅰの単位を修得したと認められる場合があります。ただし、単位として認めるかどうか、認める場合の単位数等、単位認定については学校長の判断となりますので、高卒認定試験に出願する前に学校と相談してください。

③ 高卒認定試験を受験するだけで、高等学校卒業に必要な単位を全て修得することはできますか？

(答) できません。高卒認定試験で受験できる科目数は最大で10科目までですので、高卒認定試験の受験のみによって高等学校卒業に必要な単位を全て修得することはできません。

2 参考書等について

① 文部科学省で参考書や問題集を販売していますか？

(答) 販売していません。文部科学省では、ホームページに過去数年分の試験問題と正答を掲載していますので参考にしてください。なお、各出版社が作成した参考書や問題集は、大手書店等で販売しています。

3 試験の日程、会場、時間割について

① 受験しない日や受験しない科目がある場合も試験会場に行く必要はありますか？

(答) 受験しない日や受験しない科目がある時間は試験会場にいる必要はありません。なお、受験する科目については、試験開始30分前までに試験会場に会場し、試験開始10分前までに試験室に入室する必要があります。

4 試験の出願について

① 健康上の理由で高等学校を休学中ですが、休学したまま受験はできますか？

(答) 高等学校（全日制、定時制、通信制）に在籍中でも受験できますので、休学中でも受験可能です。

② 出願書類及び受験料は受験しなかった場合、返却してもらえますか？

(答) 提出された出願書類及び受験料は返却できません。

③ 願書を提出した後で、出願書類に住民票を添付し忘れていたことに気がつきました。どうすればよいですか？

(答) 住民票、受験料の収入印紙、写真等を添付し忘れていた場合は出願書類を受理することができませんので、速やかに文部科学省に連絡の上、指示に従ってください。

④ 出願書類を提出したのですが、記入を間違えたような気がします。確認することはできますか？

(答) できません。出願が受理できないような不備の場合は文部科学省より電話、手紙等で連絡しますので、指示に従ってください。出願書類については、提出前に記入内容を十分に確認するとともに、コピーを保管してください。

⑤ 以前に受験した際に提出した証明書類（住民票、単位修得証明書等）は、今回、高卒認定試験を出願する際に再提出する必要がありますか？

(答) 提出する必要があります。

ただし、以前受験した結果通知（科目合格通知書）を持っており、その記載内容（氏名、本籍、免除科目）に変更、追加がない場合は、証明書類の代わりに「科目合格通知書」を提出してください。

5 試験科目について

① 「日本史A」の免除申請をしている場合、「日本史B」を受験することはできますか？
また、「日本史A」を科目合格している場合はどうですか？

(答) できません。日本史のようにAとBがある科目については、いずれか1科目のみ受験又は免除が可能ですので、A、Bどちらかについて免除申請又は科目合格している場合にはもう一方の科目は受験できません。

② 年に2回試験があるので、第1回で5科目受験し、残りを第2回に受験しようと思うのですが、可能ですか？

(答) 可能です。第1回試験で合格した科目は第2回試験では免除されますので、第1回試験で合格していない残りの科目を第2回試験で受験することができます。一度合格した科目は記録に残りますので、同様に次年度以降に受験することもできます。

③ 高等学校での修得単位で高卒認定試験の合格要件8科目全ての免除要件を満たしていますが、申請するだけで高卒認定試験の合格者になれるのですか？

(答) 全ての科目の免除を受けて、高卒認定試験の合格者となることはできません。最低1科目は受験し、合格する必要があります。この場合、受験する科目は単位を修得している科目を含めて出願時に選択します。

④ 現在、在学中の高等学校で学習している科目があるのですが、欠席が多いため修得できるかどうかははっきりわからないので、その科目を受験しておきたいのですが可能ですか？

(答) 可能です。ただし、高卒認定試験の合格をもって高等学校の単位とするかは学校長の判断となりますので、高卒認定試験に出願する前に学校と相談してください。

6 試験科目の免除について

① 高等学校で「世界史B」を3単位修得しました。高等学校の先生には、「世界史B」は修得済みだといわれたのですが、高卒認定試験で「世界史B」の免除には4単位必要となっています。「世界史B」は免除にならないのですか？

(答) 試験科目の免除に必要な単位数は、高等学校の学習指導要領で定められた標準単位数になっています。ただし、平成6年4月以降に高等学校に入学された方で、各学校で標準単位数より少ない単位数で科目の修得を認めている場合には、免除になることがあります。

② 音楽や情報など高卒認定試験の試験科目にない科目を高等学校で修得していますが、何か免除になる科目はありますか？

(答) 試験科目にない科目については高等学校で修得していても科目免除の対象とはなりません。

7 合格発表、合格の手続について

① 出願の際に免除の申請をしたはずの科目が、結果通知では免除になっていませんでした。なぜですか？

(答) 出願書類の記入ミス、免除資格を証明する書類に不備等があった場合には、試験科目の免除はできません。

ただし、受験結果発表後に『⑩合格の申請について』により、合格に必要な科目について免除を受けることで、合格者となる場合があります。

② 合格に必要な科目のみ受験し、受験した科目は全て合格したのですが、合格証書ではなく、科目合格通知書が送られてきました。なぜですか？

(答) 試験科目免除の申請ミス、受験科目の選択ミス等が考えられます。受験票には免除された科目も記載されていますので、受験票が届いた際によく確認しておくことが必要です。なお、試験科目免除の申請ミスの場合は合格の申請により合格者となる場合もありますので、文部科学省に連絡してください。

③ 高卒認定試験で一部の科目に合格し、不合格になった残りの科目を高等学校で修得した場合、高卒認定試験の合格者になりますか？

(答) 『⑩合格に申請について』を使用し、合格の申請手続きをすることで合格者となることができます。

④ 高卒認定試験で「英語」以外の科目に全て合格し、唯一不合格になった「英語」の科目に相当する「実用英語技能検定準2級」に合格しました。その科目の免除を願い出れば、合格者になれますか？

(答) 『⑩合格に申請について』を使用し、合格の申請手続きをすることで合格者となることができます。

⑤ 高卒認定試験で一部の科目に合格し、不合格になった残りの科目に相当する「実用英語技能検定準2級」を受検しましたが、結果がまだ出ていません。「合格見込成績証明書」の交付は受けられますか？

(答) できません。「合格見込成績証明書」の交付手続きができるのは、合格に必要な残りの試験科目に相当する単位を、高等学校等で修得見込みの場合に限られます。技能審査の合格見込を証明することはできないため、「合格見込成績証明書」の交付手続きはできません。

8 大学受験等について

① 満18歳未満の合格者は、満18歳にならないと大学受験はできないのですか？

(答) 満18歳未満の合格者は、満18歳の誕生日の翌日から合格の効力が生じます。ただし、満18歳の誕生日の翌日を迎える前でも年度内に満18歳になるのであれば、大学受験は可能です。

② 11月の高卒認定試験を受験します。今年度の大学入学共通テストには出願できますか？

(答) 可能です。その際、大学入学者選抜大学入学共通テスト出願資格申告書を大学入試センターに提出する必要があります。詳しくは、文部科学省ホームページの「大学入学共通テストに出願される方へ」を確認してください。

③ 高卒認定試験で一部の科目に合格しましたが、合格に必要な残りの科目全部について、高等学校で翌年3月までに修得見込みである場合、大学受験できますか？

(答) 「合格見込成績証明書」によって大学受験することが可能です。しかし、高等学校での単位修得後に合格の申請手続きを行わない場合、大学に入学できなくなりますので注意してください。

④ 試験結果が届く前に合格見込成績証明書は発行できますか？

(答) できません。合格見込成績証明書の発行には、高卒認定試験を受験し、最低1科目以上合格している必要がありますので、合格科目の通知が届く前に合格見込みの手続きをとることはできません。

9 証明書の発行について

① 証明書が早急に必要ですが、どうすればよいですか？

(答) 証明書は、受付から発行までに1週間程度かかります。即日発行することはできません。また、12月から2月の入学試験の集中する時期や、郵便事情によっては、到着までの日数が変わることがあります。大学入試等で証明書が必要な場合には十分に余裕を持って申請してください。

② 証明書の発行を申請したのですが、送付されてきません。どうすればよいですか？

(答) 申請書類に不備があると証明書の発行はできません。文部科学省から連絡をする場合がありますので、必ず連絡の取れる連絡先を交付願に記入してください。郵送してから1週間以上経っても届かない場合は文部科学省に連絡してください。

③ 結婚して姓が変わったのですが、証明書の発行を申請する際に何か届け出る必要はありますか？

(答) 高卒認定試験の合格時から氏名に変更があった場合は、証明書発行申請の際に変更の経緯がわかる公的書類(戸籍抄本等)を提出いただく必要があります。書類で本人の氏名変更の確認をした後に、変更後の氏名で証明書が発行されることとなります。変更の経緯がわかる公的書類がない場合は証明書の発行ができません。また、証明書の申請用紙には、変更後の氏名を記入してください。外国籍の方は、文部科学省に連絡してください。

④ 引越しをして住所が変わったのですが、証明書の申請をする際に何か届け出る必要がありますか？

(答) 届出をする必要はありません。ただし、受験した時と本籍(都道府県)や氏名に変更がある場合には証明書の交付を申請する際に変更の経緯がわかる公的書類(戸籍抄本等)を提出してください。変更の経緯がわかる公的書類がないと証明書の発行ができません。また、証明書の申請用紙には、変更後の本籍(都道府県)を記入してください。外国籍の方は、文部科学省に連絡してください。

⑤ 去年発行した合格証明書を持っていますが、今年の大学受験で使えますか？

(答) 提出先によっては証明書の有効期限を設けている場合があります。交付から時間が経過している証明書は使えない場合もありますので提出先の大学等に確認してください。

⑥ 証明書は英文で発行してもらえますか？また、ドイツ語では発行できますか？

(答) 合格証明書・合格成績証明書・科目合格証明書・科目合格成績証明書は英文で発行することが可能です。なお、英語以外の外国語による証明書の発行は行っていません。

10 大学入学資格検定（大検）を受検された方へ

① 過去の大検の合格者は、平成17年度からは高卒認定試験の合格者とみなされるのですか？

(答) 大検の合格者も、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、大学入学資格が与えられます。

② 大検では「現代社会」以外の10科目に合格しました。高卒認定試験で「現代社会」を受験すると、合計11科目になってしまいます。合格に必要な科目数が8科目から10科目となっていますが、それを超えてもよいですか？

(答) 試験制度の改正により合格に必要な科目数が少なくなっていますので、大検を受検した方は合格科目が10科目以上になる場合があります。その場合は、まだ合格していない科目のうち、高卒認定試験の合格に必要な科目のみ受験が可能です。

③ 大検で「家庭」と「保健」に合格していますが、高卒認定試験で何か試験科目の免除を受けることはできますか？

(答) 高卒認定試験の試験科目では「家庭」及び選択科目はなくなりました。大検で「英語」以外の選択科目及び「家庭」に合格していても試験科目の免除は受けられません。ただし、「数学Ⅱ」・「数学A」など、一部の選択科目の合格については「数学」の免除を受けられる場合があります。

④ 大検において「家庭」を残し、全て合格しました。選択科目は「英語」を合格しています。高卒認定試験においては合格要件を全て満たすと思うのですが、申請すれば合格者になれるですか？

(答) 大検の一部の科目に合格している方で、高卒認定試験への制度改正で試験科目が変更されたことにより、全科目合格者の要件を満たした場合、『⑩合格の申請について』に科目合格通知書を添えて提出すれば高卒認定試験の合格者となり、合格証書が交付されます。この申請は随時受け付けており、申請した年度の合格者となります。

⑤ 大検の合格証明書等は発行してもらえますか？

(答) 大検に合格している方は、大検の合格証明書を発行できます。『④合格証明書交付願』により申請してください。

1.1 その他

① 高卒認定試験を合格すると、どのような採用試験、国家試験を受験できますか？

(答) 高卒認定試験合格者を高等学校卒業者と同等とみなしている採用試験、国家資格は以下のとおりです。ただし、高卒認定試験の合格以外に、実務への従事経験等が求められるものもありますので、詳しくは担当の各府省庁にお問い合わせください。

1. 採用試験

| 府省庁名 | 採用試験の名称 | 府省庁名等 | 採用試験の名称 |
|------|----------------------------------|-------|--------------------------------|
| 人事院 | 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験） | 防衛省 | 防衛大学校学生採用試験 |
| 人事院 | 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験） （護衛官の区分に限る） | 防衛省 | 防衛医科大学校医学科学生採用試験 |
| 人事院 | 入国警備官採用試験 （警備官の区分に限る） | 防衛省 | 防衛医科大学校看護学科学生採用試験 |
| 人事院 | 税務職員採用試験 | 防衛省 | 航空学生採用試験 |
| 人事院 | 航空保安大学校学生採用試験 | 衆議院 | 衆議院事務局職員採用衛視試験 |
| 人事院 | 海上保安大学校学生採用試験 | 参議院 | 参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験 |
| 人事院 | 海上保安学校学生採用試験 | 裁判所 | 裁判所職員採用一般職試験 （裁判所事務官、高卒者区分） |
| 人事院 | 気象大学校学生採用試験 | | |

2. 国家資格（試験があるもの）

| 府省庁名 | 国家試験の名称 | 府省庁名 | 国家試験の名称 |
|-------|-------------------------------|-------------------|------------------|
| 文部科学省 | 幼稚園教員資格認定試験 | 国土交通省 | 1級建設機械施工技術検定試験 |
| 文部科学省 | 小学校教員資格認定試験 | 国土交通省 | 2級建設機械施工技術検定試験 |
| 文部科学省 | 高等学校教員資格認定試験 ※休止 | 国土交通省 | 1級土木施工管理技術検定試験 |
| 文部科学省 | 特別支援学校教員資格認定試験 | 国土交通省 | 2級土木施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 建築物環境衛生管理技術者試験 | 国土交通省 | 1級建築施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 第一種衛生管理者免許試験 | 国土交通省 | 2級建築施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 第二種衛生管理者免許試験 | 国土交通省 | 1級電気工事施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 第一種作業環境測定士試験 | 国土交通省 | 2級電気工事施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 第二種作業環境測定士試験 | 国土交通省 | 1級管工事施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 職業訓練指導員試験 | 国土交通省 | 2級管工事施工管理技術検定試験 |
| 厚生労働省 | 保育士試験 | 国土交通省 | 1級造園施工管理技術検定試験 |
| 農林水産省 | 普及指導員資格試験 | 国土交通省 | 2級造園施工管理技術検定試験 |
| 農林水産省 | 林業普及指導員資格試験 | 国土交通省 | 土地区画整理士技術検定 |
| 農林水産省 | 水産業普及指導員資格試験 | 国土交通省 (環境省と共管) | 浄化槽設備士試験 |
| 農林水産省 | 動物用医薬品登録販売者試験 (都道府県において実施) | | |

3. 国家資格（試験がないもの）

| 府省庁名 | 国家資格の名称 | 府省庁名 | 国家資格の名称 |
|-------|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 文部科学省 | 司書補 | 厚生労働省 | 店社安全衛生管理者 |
| 厚生労働省 | 安全管理士 | 厚生労働省 | 障害者職業生活相談員 |
| 厚生労働省 | 衛生管理士 | 厚生労働省 | 勤労青少年福祉推進者 |
| 厚生労働省 | 安全管理者 | 経済産業省 | <small>揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格を有する者</small> |
| 厚生労働省 | 安全衛生推進者 | 経済産業省 | ダム水路主任技術者 (第一種及び第二種) |
| 厚生労働省 | 元方安全衛生管理者 | 経済産業省 | ボイラー・タービン主任技術者 (第一種及び第二種) |
| 厚生労働省 | 食品衛生管理者 | | |